

原議保存期間	3年(令和9年3月31日)
有効期間	3年(令和9年3月31日)

F . N o . 1 9 8 0 5 0 B

滋 警 県 甲 発 第 S 0 2 1 1 号

令 和 6 年 3 月 2 6 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について（通達）

みだしのことについては「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（令和4年6月3日付け滋警県甲発第S0409号）により運用してきたところであるが、公費負担の支出手続を一部改め、令和6年4月1日から施行することとしたので、通達する。

なお、「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（令和4年6月3日付け滋警県甲発第S0409号）は、令和6年4月1日付けで廃止する。

記

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪被害により支出することとなる経費を公費負担することにより、犯罪被害の早期軽減、回復に資するもの

2 対象者

「滋賀県警察被害者連絡等実施要領の制定について」（平成28年6月7日付け滋警例規第34号）第2の2に規定する対象事件に係る犯罪被害者等とする。ただし、傷害罪及び致死傷を結果とする結果的加重犯に係る全治1箇月以上の傷害を負ったものとする被害程度の限定はしないものとする（別表1）。

3 公費負担を行う経費

別表2のとおり

4 公費負担しない場合

犯罪被害者と被疑者との関係、犯罪被害が生じた原因など対象となる各犯罪被害の

態様、犯罪被害者等が属する団体等と当該犯罪発生との関わりなどを勘案し、当該犯罪被害に起因する各種の経費を公費により支出することが社会通念上適切でないと思われる場合及び犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者（保護者が監護者わいせつ及び監護者性交等の被疑者である場合を除く。）とする。）が公費負担を希望しない場合は、当該犯罪被害に係る経費を公費により負担しないこととする。

5 報告等

本件通達に係る公費負担に関する申請及び報告は、警務部警察県民センター所長（以下「警察県民センター所長」という。）を経由して行うこととし、申請方法等については別途指示する。

6 その他

本制度に関する疑義が生じた場合は、警察県民センター所長と協議すること。

別表1

対象事件一覧表

区 分	罪 名 等
身 体 犯	<p>ア 殺人罪（刑法第199条の罪。未遂を含む。）</p> <p>イ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ウ 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（刑法第241条の罪。未遂を含む。）</p> <p>エ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）</p> <p>オ 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）</p> <p>カ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪。未遂を含む。）</p> <p>キ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）</p> <p>ク 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ケ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪。未遂を含む。）</p> <p>コ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪。未遂を含む。）</p> <p>サ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪。未遂を含む。）</p> <p>シ 人身売買罪（刑法第226条の2の罪。未遂を含む。）</p> <p>ス 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）</p> <p>セ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）</p> <p>ソ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）</p> <p>タ 傷害罪（刑法第204条の罪）</p> <p>チ 前アからタまでの罪以外の罪で、致死傷を結果とする結果的加重犯において致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもの（交通事故事件に係るものを除く。）</p>
重大な交通事故事件	<p>ア 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>イ ひき逃げ事件（車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>ウ 交通死亡事故等（前ア又はイに該当するもののほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び全治3箇月以上の傷害を負った事件）</p> <p>エ 危険運転致死傷罪等に該当する事件（前ア、イ又はウに該当するもののほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条まで及び第6条（第4項を除く。）の罪に該当する事件）</p>

別表2

公費負担を行う経費	支出内容
身体犯被害者に係る診断書料及び死体検案書料	身体犯被害者に関し、診断書の提出を求める場合及び死体検案書（犯罪死体又は変死体に係るもの。）が発行された場合に要する経費 当該診断書を作成するために必要となる初診及び再診、検査に要する経費を含む。
性犯罪被害者に係る緊急措置料等	性犯罪被害者に係る初回処置時における応急的治療費、同様の投薬料、初診に伴う紹介料等、検査等費用（膣洗浄、超音波検査、性感感染症検査等）、再診料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶費用に要する経費
犯罪被害者等が事情聴取のために要した旅費	犯罪被害者等が事情聴取のために警察署を来訪した際等に同人が要した交通費
司法解剖後の遺体搬送経費	司法解剖後の遺体を司法解剖実施場所から、被害者宅又は遺族等が希望する場所まで搬送するために必要な経費 ※限度額あり
犯罪被害者等に対するカウンセリング等のための相談施設借上げ経費	犯罪被害者等に対するカウンセリングなど犯罪被害者等及び被害関係者等との面談に用いるために、警察施設以外の施設を借上げて使用するための経費
犯罪被害者等の一時避難場所の確保に要する経費	次の場合において、ホテルや旅館等の宿泊施設を一時避難場所として確保するために要する経費 ア 自宅が犯罪行為の現場であり、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損や自宅における検証、実況見分、その他捜査活動に長時間を要し、自宅での居住が困難な状況である場合 イ 自宅が犯罪行為の現場である等、犯罪被害者等が自宅に引き続き居住することで、加害者若しくはその関係者から危害を被るおそれ又は精神的な二次被害を受けるおそれがある場合
ハウスクリーニングに要する経費	滋賀県内に所在する自宅、実家等が犯罪現場となり、犯罪被害者等が当該家屋に継続して居住するため、当該犯罪行為に起因する血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去及び清掃に要する経費
犯罪被害者等カウンセリングに係る経費	犯罪被害者等が当該犯罪行為に起因する症状の回復を図るため受診した精神科医等の医師、公認心理師、臨床心理士等による診療及びカウンセリングに要する経費